○国土交通省告示第九百七十号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「旧公営住宅法」という。）第十三条第三項の規定及び住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号）第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「旧公営住宅法施行令」という。）第四条の四第二項の規定に基づく公営住宅法施行規則の一部を改正する省令（平成八年建設省令第十二号）による改正前の公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号。以下「旧公営住宅法施行規則」という。）第六条の規定に基づき、改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を次のように定めたので、告示する。

平成二十三年九月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める告示

第一　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十三条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める平成二十三年十一月から平成二十四年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る率は、次のとおりとする。

建設年度	北海道以外の地域に適用される率				北海道の地域に適用される率			
	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）及び簡易耐火構造の住宅で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅で二階建てのもの、準耐火構造の住宅、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅			木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）及び簡易耐火構造の住宅で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅で二階建てのもの、準耐火構造の住宅、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅		
昭和三五	三・二	二・七			三・〇	二・六		
三六	二・七	二・五			二・六	二・二		
三七	二・六	二・四			二・六	二・二		
三八	二・六	二・三			二・六	二・二		
三九	二・四	二・二			二・三	二・二		
四〇	二・四	二・二			二・二	二・二		
四一	二・三	二・一			二・一	二・二		
四二	二・一	一・九			一・九	一・八		
四三	二・〇	一・八			二・〇	一・八		
四四	一・九	一・七			一・七	一・七		
四五	一・八	一・六			一・八	一・六		
四六	一・七	一・六			一・七	一・五		
四七	一・六	一・五			一・七	一・五		
四八	一・四	一・四			一・四	一・三		
四九	一・二	一・二			一・二	一・二		
五〇	一・二	一・二			一・二	一・二		
五一	一・二	一・二			一・二	一・二		
五二	一・二	一・二			一・二	一・二		
五三	一・二	一・二			一・二	一・二		
五四	一・二	一・二			一・二	一・二		
五五	一・二	一・二			一・二	一・二		
五六	一・二	一・二			一・二	一・二		
五七	一・二	一・二			一・二	一・二		
五八	一・二	一・二			一・二	一・二		
五九	一・二	一・二			一・二	一・二		
六〇	一・二	一・二			一・二	一・二		
六一	一・二	一・二			一・二	一・二		
六二	一・二	一・二			一・二	一・二		
六三	一・二	一・二			一・二	一・二		
平成元	一・二	一・二			一・二	一・二		
二	一・二	一・二			一・二	一・二		
三	一・二	一・二			一・二	一・二		
四	一・二	一・二			一・二	一・二		
五	一・二	一・二			一・二	一・二		
六	一・二	一・二			一・二	一・二		
七	一・二	一・二			一・二	一・二		
八	一・二	一・二			一・二	一・二		
九	一・二	一・二			一・二	一・二		
一〇	一・二	一・二			一・二	一・二		
一一	一・二	一・二			一・二	一・二		
一二	一・二	一・二			一・二	一・二		
一三	一・二	一・二			一・二	一・二		
一四	一・二	一・二			一・二	一・二		
一五	一・二	一・二			一・二	一・二		
一六	一・二	一・二			一・二	一・二		
一七	一・二	一・二			一・二	一・二		
一八	一・二	一・二			一・二	一・二		
一九	一・二	一・二			一・二	一・二		
二〇	一・二	一・二			一・二	一・二		
二一	一・二	一・二			一・二	一・二		
二二	一・二	一・二			一・二	一・二		
二三	一・二	一・二			一・二	一・二		

備考

一　この表において「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第二百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第二号に定める構造をいう。

二　この表において「特殊耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭和三十年政令第三百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第四号に定める構造をいう。

第二　住宅地区改良法施行令第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法施行令第四条の四第二項の規定に基づく旧公営住宅法施行規則第六条に規定する平成二十三年十一月から平成二十四年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率は、平成二十三年国土交通省告示第九百六十九号（公営住宅法施行規則第二十三条に規定する率を定める件）に定める率とする。